

## 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条第1項中「当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は」を「第3号イ又はウに掲げる額に」に、「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

第11条の5の3に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条の5の5第1項中「当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は」を「第3号イ又はウに掲げる額に」に、「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

第11条の5の10中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第11条の7に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条の9第1項後段を削る。

第15条の2第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。